

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

第 1 事業者

事業者名称	有限会社アイリス
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市石劔町13-25
法人種別	有限会社
代表者職氏名	取締役 吉岡宣孝
電話番号	0798-74-5892

第 2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業		
事業所の名称	アイリスプライベートスクール 夙川いぶき保育園		
事業所の所在地	兵庫県西宮市石劔町13-25		
電話番号・FAX	電話：080-5362-1515 FAX：0798-61-5563		
管理者（園長）氏名	吉田由佳		
利用定員	0歳児	1・2歳児	計
	2人	17人	19人

第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) アイリスプライベートスクール夙川いぶき保育園(以下、「当園」)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下、「利用乳幼児」)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達の過程を踏まえ、保育を行うものとする。
- (4) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、「西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年西宮市条例第15号)及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年西宮市条例第13号)その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施設	構造	鉄骨造2階建ての1階
	延床面積	111㎡

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	2室	26.0㎡
ほふく室	0室	
保育室	1室	29.1㎡
遊戯室	0室	
幼児用便所	1室	5.96㎡ 大2器
職員用便所	1室	2㎡ 大1器 (2F)
調理室	1室	6.4㎡
設備の種類		耐火建築物
屋外遊技場 (園庭)		屋外遊技場30㎡ (代替場所：夙川公園)

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設種類	保育所
連携施設の名称	北夙川保育所
連携協力の概要	保育に関する相談・助言、代替保育、園庭使用許可、身体計測器の器具貸し出し

第6 職員配置

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
保育士	9	3	6	副園長・主任保育士配置
保育補助	3	—	3	
事務	1	1	—	
調理員	3	—	3	
嘱託医	1	—	1	

第7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	備考
園長	8:45～17:45	内60分休憩
保育士	早番 7:00～16:00 日勤 8:15～17:15 遅番 10:15～19:15	内60分休憩
事務員	10:30～18:30	内45分休憩
調理員	9:30～14:00	

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第 8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月～土（祝日を除く）
原則時間	平日	8:30～16:30
	土曜日	8:30～12:00
開所時間（延長保育）	平日	7:30～18:30（7:00～19:00）
	土曜日	7:30～18:30（延長無し）
保育短時間認定に係る保育時間		8:30～16:30
保育標準時間認定に係る保育時間		7:30～18:30

※ 土日祝日及び12月29日～1月3日は休所日となります。

第 9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

”生きることは学ぶこと 学べば育つ 思いやりの心”

アイリスプライベートスクールの「生きる」「学ぶ」「思いやる」

集団生活における体験学習から、思いやりの心を育むことを目標としています。

「生きる」は生活。自分で出来ることの喜びを感じましょう。

「学ぶ」は経験。失敗の大切さを知れば、強い心を持てるでしょう。

「思いやる」は協調。感情を誰かと分け合えたら、明日の笑顔はもっと輝きます。

(2) 一日の流れ

時間	活動	
	0・1歳児	1・2歳児以上
7:00 9:00	登園受け入れ、健康観察、自由遊び、おむつ交換、トイレ	
10:00	水分補給、哺乳、朝の会又は午前睡、設定保育又は外遊び	水分補給、朝の会、設定保育又は外遊び
11:15	帰室、手洗い、うがい、昼食、歯磨き、トイレ（おむつ交換）	
12:30 14:30	身体点検、午睡、目覚め、検温	
15:00	おやつとミルク（100cc）、おわりの会、自由遊び	
16:30	帰宅準備、衣服点検、トイレ（おむつ交換）、お迎え順に降所、自由遊び	
19:00	最終送り出し	

(3) 年間行事計画

月	主な行事
4月	入園、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
5月	健康診断、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
6月	保育参観、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
7月	水遊び、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
8月	水遊び、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
9月	中途面談、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
10月	運動会、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
11月	健康診断、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
12月	クリスマス会、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
1月	レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）
2月	歯科検診、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）、生活発表会
3月	卒園式、進級懇談、レゴリス体操教室（毎月曜）、マイク先生の英語レッスン（毎木曜）

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します。

※ 予定は変更することがございます。ご了承ください。

(4) 給食の提供 昼食、午後おやつを提供。管理栄養士の監修のもと、自園調理致します。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額：支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払い頂きます。

(2) 市民税非課税世帯の児童にかかる保育料は無償です。

(3) 次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・ 月途中入退所の場合
- ・ 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(4) 延長保育にかかる費用 延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払頂きます。

※ 保育料及び延長料金のお支払いは、銀行振込にてお願い致します。『運営規程』をご参照ください。

第 11 利用の開始及び終了

- (1) 当園は、西宮市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとします。
- (2) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。
- ① 保護者が、法に定める要件に該当しなくなったとき
 - ② その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

第 12 嘱託医 以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	西田こどもクリニック
医師名	西田仁
所在地	兵庫県西宮市南越木岩町7-5 ヌンクタータ1F
電話番号	0798-39-7070

医療機関の名称	しのはら歯科医院
医師名	篠原賢司
所在地	〒662-0912 兵庫県西宮市松原町4-7 GRANZI1階
電話番号	0798-36-4183

第 13 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

第 14 非常災害対策

- (1) 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものと致します。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者、西宮市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものと致します。
- (3) 非常災害に備えて、毎月 2 回、避難及び消火に係る訓練を実施するものと致します。

第一避難場所	夙川いぶき保育園（自園）西宮市石劔町13-25 ☎ 0798-74-5892
第二避難場所	西宮市立 北夙川小学校 西宮市石劔町11-21 ☎ 0798-74-7009
情報提供手段	ルクミー 及び 園携帯（080-5362-1515） ※ 非常災害時は、電話やメールによる個別対応には対応しきれない場合があります。

第 15 防犯、事故防止のための措置

当園では、子どもの生命の保持及び安全確保の為、事故発生の防止及び発生時の対応マニュアルを講じ、全職員の共通理解と共通認識の下に日々継続的に取り組めます。

第 16 虐待の防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関わりは「虐待」となり、してはならないとされています。これらの法律に基づき、虐待を受けたと思われるような傷やあざがあった場合等は、保育所は市へ通告する義務があります。

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

第 17 苦情等の受付について

利用者様からの苦情には、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものと致します。

相談・苦情受付責任者	吉田由佳(園長)
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。 電話:0798-74-5892 FAX:0798-71-6038

第 18 その他

(1) 健康管理

常に利用乳幼児の健康に留意し、入所時及び年2回(5月と11月)の健康診断を実施致します。

歯科検診は年1回(2月)に実施致します。

(2) 平等の原則

利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は所得による差別をすることなく公平に扱います。

(3) 地域社会との関わり

保育園及び職員は地域の方々と良好な関係を築き、保てるように努力を致します。

※ この重要事項説明書の内容は、令和7年1月現在の情報です。

以上